

埼玉西部消防組合建設工事請負制限付一般競争入札（紙入札・事後審査型）
実施要領

令和2年3月13日 管理者決裁

令和5年3月10日 管理者決裁

（趣旨）

第1条 この要領は、埼玉西部消防組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5及び第167条の5の2の規定に基づく必要な資格を定めるとともに、入札参加資格の審査を入札執行後に行う制限付一般競争入札（以下「入札」という。）の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 入札の対象とする建設工事は、埼玉西部消防組合入札・契約手続運営委員会事務取扱要領（令和2年1月21日消防局長決裁）に基づき設置された埼玉西部消防組合入札・契約手続運営委員会（以下「委員会」という。）に諮り、管理者が指定したものとする。

2 委員会に諮る建設工事は、設計金額が1,000万円以上のものを基準とする。ただし、管理者が認める場合は、この限りでない。

（参加資格）

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 埼玉西部消防組合競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、対象工事に対応する業種で登載されている者であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉西部消防組合建設工事等の契約に

係る入札参加停止等措置要綱（平成27年告示第10号。以下「入札参加停止措置要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉西部消防組合建設工事等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成27年告示第11号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

(5) 開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。以下同じ。）を受けていること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、管理者が別に定める参加資格の再審査を受けていること。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次の各号に掲げる事項に係る参加資格を定めることができるものとする。

(1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の業者格付

(2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合評定値

(3) 対象工事に対応する業種の資格者名簿及び競争入札参加資格審査結果通知書における資格審査数値

(4) 建設業法に基づく許可区分及び許可を受けた営業所の所在地

(5) 一定基準を満たす同種又は類似工事の施工実績

(6) 当該工事に配置予定の技術者

(7) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める事項

(公告内容等の決定)

第4条 管理者は、委員会に諮り、前条に定める参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。

(入札の公告)

第5条 施行令第167条の6に規定する入札の公告は、埼玉西部消防組合契約規則（平成25年規則第43号。以下「契約規則」という。）第2条及び第3条に規定するところに従い、埼玉西部消防組合公告式条例（平成25年条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に様式第1号の書面を掲示して行うとともに、その写しを企画総務部契約会計課及び埼玉西部消防組合ホームページにおいて公衆の閲覧に供するものとする。

(設計図書等)

第6条 入札に参加するために必要となる設計図面、仕様書、特記仕様書その他入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書等」という。）は、埼玉西部消防組合ホームページに掲載する。

2 入札参加希望者からの質問及びその回答は、埼玉西部消防組合ホームページにより入札参加希望者に周知するものとする。

(現場説明)

第7条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(入札参加)

第8条 入札参加希望者は、埼玉西部消防組合制限付一般競争入札参加申請書（様式第2号。以下「参加申請書」という。）を持参により提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

2 前項の参加申請書を提出し受理された者は、入札に参加することができる。

(入札保証金)

第9条 入札保証金の納付及び減免については、契約規則第4条及び第5条の規

定によるものとする。

(入札金額見積内訳書)

第10条 管理者は、入札参加者から初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

(入札の執行)

第11条 入札は、あらかじめ指定した日時及び方法に従い執行する。

- 2 入札参加者の数が1人であるときは、入札を執行しないものとする。
- 3 入札の回数については、初度入札と再度入札を合わせて2回までとする。ただし、予定価格を事前公表した案件については、再度入札は行わない。

(不調時の取扱い)

第12条 再度入札によってもなお落札候補者が決定しない場合は、日時を改めて公告をして、入札に付するものとする。ただし、入札に付することができないときは、随意契約とすることができる。

- 2 前項の規定による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。
- 3 再度入札において無効の入札を行った者は、第1項に規定する随意契約の相手方とすることができない。

(入札の辞退)

第13条 入札参加者は、参加申請書の受理後であっても、入札を辞退することができるものとする。

- 2 管理者は、前項により入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について、不利益な取扱いを行わない。

(入札書の書換え等の禁止)

第14条 入札参加者は、いったん提出した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の取りやめ等)

第15条 管理者は、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、落札者の決定を保留し、又は入札を取りやめることができる。

2 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 参加資格がない者がした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達していない者が行った入札
- (3) 入札者の記名押印のない入札又は押印された印影が明らかでない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 金額以外の記載事項を訂正した場合において、その訂正の押印のない入札
- (6) 記載する事項の記入のない入札又は記入した事項が明らかでない入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (9) 同一の入札に対して2以上の意思表示をした入札
- (10) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (11) 郵便、電報、電話又はファクシミリにより入札書を提出した入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、公告に示す事項に反した者がした入札

(落札候補者の決定)

第17条 入札書比較価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者(最低制限価格を設定した場合は、入札書比較価格の範囲内で最低制限価格の

110分の100以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者)を落札候補者とする。

(くじによる落札候補者の決定)

第18条 落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(落札決定の保留)

第19条 管理者は、落札候補者があるときは、落札候補者の参加資格を審査する間、落札決定を保留する。

(参加資格の審査に必要な書類の提出)

第20条 管理者は、第17条又は第18条により落札候補者となった者に対し、速やかに連絡し、次項に定める書類の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、参加資格の有無を確認するため、埼玉西部消防組合制限付一般競争入札参加資格等確認申請書(様式第3号。以下「確認申請書」という。)に埼玉西部消防組合制限付一般競争入札参加資格等確認資料(様式第4号。以下「確認資料」という。)その他必要な資料を添えて、管理者に提出しなければならない。

3 前項の書類は、第1項の規定により書類の提出を求められた日の翌日から起算して原則として2日(埼玉西部消防組合の休日を定める条例(平成25年条例第1号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)以内に、持参により提出しなければならないものとする。

4 次に掲げる場合に当該落札候補者のした入札は、無効とする。

(1) 落札候補者が虚偽の確認申請書又は確認資料を提出したとき。

(2) 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないときその他参加資格の審査のために管理者が行う指示に従わないとき。

5 前項の場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると管理者が認める

ときは、入札参加停止措置要綱による措置を講ずるものとする。

(参加資格の審査)

第21条 管理者は、参加資格の要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、その結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合は、その者がした入札を無効とし、改めて第17条及び第18条に基づき落札候補者を決定し、落札候補者が参加資格を満たすことを確認できるまで順次審査を行うものとする。

2 前項の審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認申請書、確認資料等により行うものとする。

3 第1項の審査は、前条第3項に規定する確認資料の提出期限の翌日から起算して原則として3日(休日を除く。)以内に行わなければならない。ただし、審査に疑義が生じた場合は、この限りでない。

4 第1項の審査は、埼玉西部消防組合入札参加資格審査結果調書(様式第5号)により実施し取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

(落札者の決定)

第22条 管理者は、前条の審査の結果、参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、埼玉西部消防組合入札参加資格審査決定通知書(様式第6号)により入札参加者に通知するものとする。

2 落札決定までの間に、落札候補者が入札公告に示すいずれかの参加資格の要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は、参加資格を満たさないものとみなす。

(入札参加資格不適合の通知及び理由の説明)

第23条 管理者は、第21条の審査の結果、落札候補者が参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して埼玉西部消防組合入札参加資格不適合通知書(様式第7号)により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者が、参加資格を満たさないとされた理由に不服があるときは、前項の通知の日の翌日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に管理者に対して参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。
- 3 参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、苦情申出書（様式第8号）を持参し、又は郵送することにより行うものとする。
- 4 管理者は、第2項の説明を求められたときは、当該苦情申出書を受理した日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に、苦情回答書（様式第9号）により回答するものとする。
- 5 第2項の規定による苦情の申出は、前条第1項の事務の執行を妨げないものとする。

（契約保証金）

第24条 契約保証金の納付及び減免については、契約規則第21条から第24条まで及び埼玉西部消防組合建設工事請負契約約款第4条の規定に基づくものとする。

- 2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、請求書に基づきこれを還付するものとする。
- 3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第2項の規定に基づき還付しないものとする。

（議会の議決を要する契約）

第25条 埼玉西部消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成25年条例第33号）第2条の規定により議会の議決に付さなければならない契約については、組合の議会の議決を条件に本契約を締結することを明記した仮契約書を取り交わすものとする。

2 組合の議会で契約を締結することが否決された場合において生じた損害は、組合及び契約の相手方の双方ともに、これを請求しないものとする。

(雑則)

第26条 この要領に定めがない事項は、契約規則、埼玉西部消防組合建設工事請負契約約款等に定めるところによる。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。